

地域に貢献する国有財産行政 (北陸財務局)

目次

1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例
5. 国有財産の取得等に関する手続き・相談窓口



国有財産の分類

- 国は、不動産、動産（現金、船舶、航空機など）、債権（貸付金等）などさまざまな財産を所有していますが、国有財産法に規定する国有財産には、例えば、土地や建物などの不動産、船舶や航空機などの一部の動産、株式などの有価証券などがあります。
- 国有財産は、「**行政財産**」と「**普通財産**」の2つに分けられます。

国有財産

行政財産

公用財産

庁舎、宿舎、
刑務所など



国会議事堂

公共用財産

国道、河川、港湾、
国営公園など



国営ひたち海浜公園

国営ひたち海浜公園提供

皇室用財産

皇居、御所、
御用邸など



正殿

出典：宮内庁ホームページ
(<https://www.kunaicho.go.jp/learn/institution/shisetsu/kokyo/index.html>)

森林経営用財産

国有林野事業のため
の国有林野



屋久島

出典：環境省ホームページ
(<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/list/yakushima/spot/#spotSlider-mountain>)

普通財産

行政財産以外の財産（庁舎
などの跡地、物納された土地、
政府保有株式など）



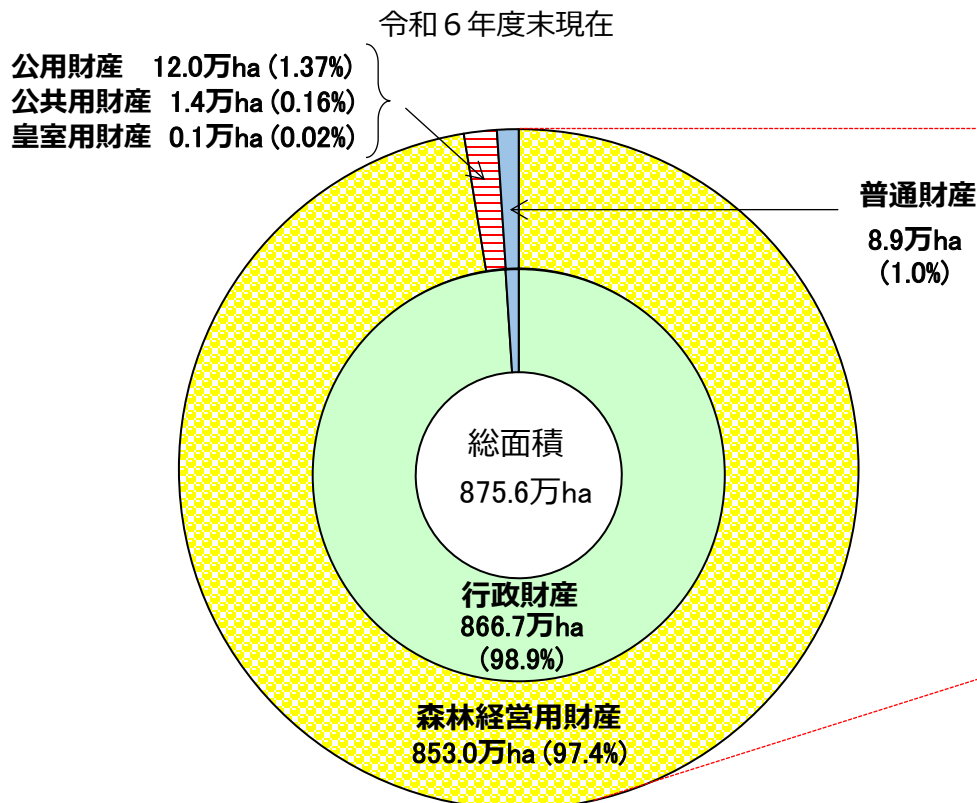
普通財産

(注) 国有財産法の対象とされていない財産の例としては、現金（会計法において規定）、債権（国の債権の管理等に関する法律において規定）、物品（物品管理法において規定）などがあり、別の法体系の下におかれています。

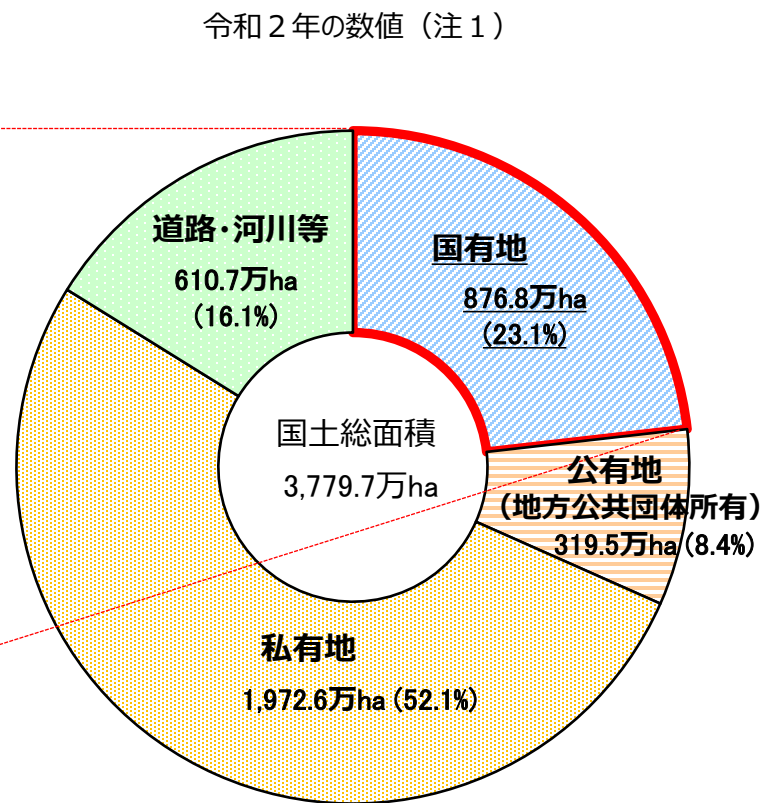
国有地の面積

- 令和6年度末時点の国有地（※）の面積は**875.6万ha**であり、**国土の約4分の1**を占めています。
（※）国有財産法に規定する国有財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）を除く。
- その大部分（約97%）は森林経営用財産で、国有林野事業に用いられています。これらは国土の保全や自然環境の保護という観点から重要な役割を担っており、屋久島、小笠原諸島、白神山地のように世界遺産に登録されているものもあります。

【国有地の内訳（面積）】



【国土に占める国有地の面積の割合】



（注1）公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）は、含まれておりません。

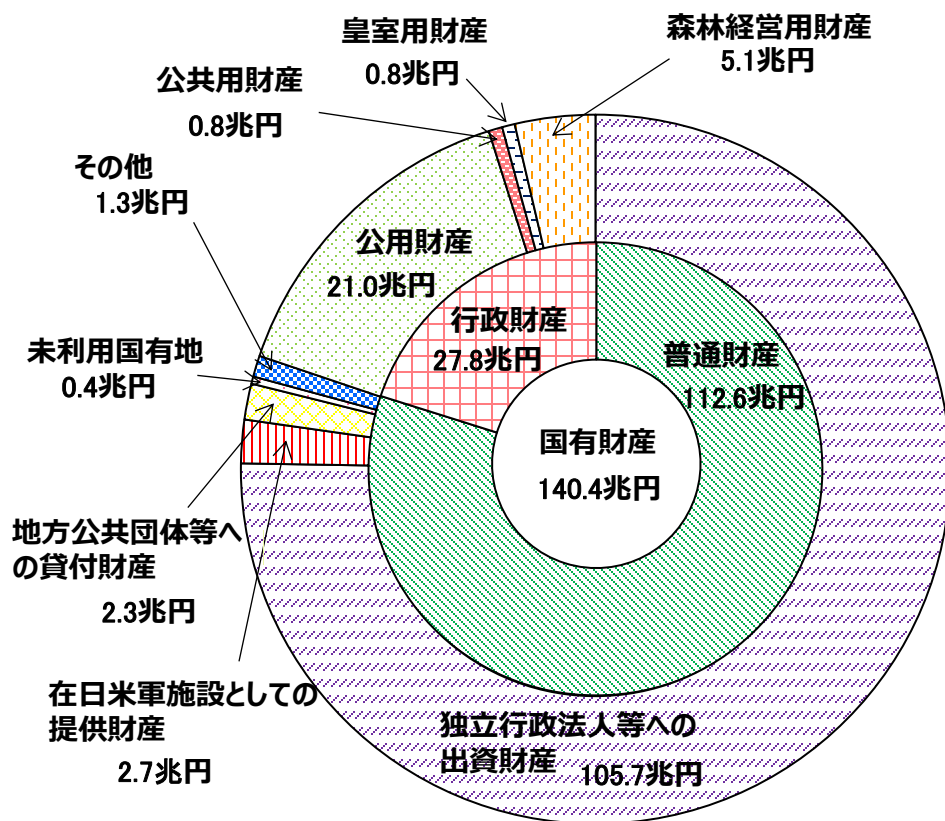
（注2）単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

（注1）国土交通省提供資料により作成しており、左記グラフとは時点が異なります。国土総面積は令和2年の数値、国有地の面積は令和2年度末時点の面積です。

（注2）単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

国有財産の現在額

- 国有財産の価格・数量などは国有財産台帳により管理しており、令和6年度末時点の価格は**140.4兆円**となっています。このうち、独立行政法人等への出資財産は105.7兆円です。
- 国有財産の分類別にみると、普通財産は112.6兆円、行政財産は27.8兆円です。



独立行政法人等への出資財産（上位10社）

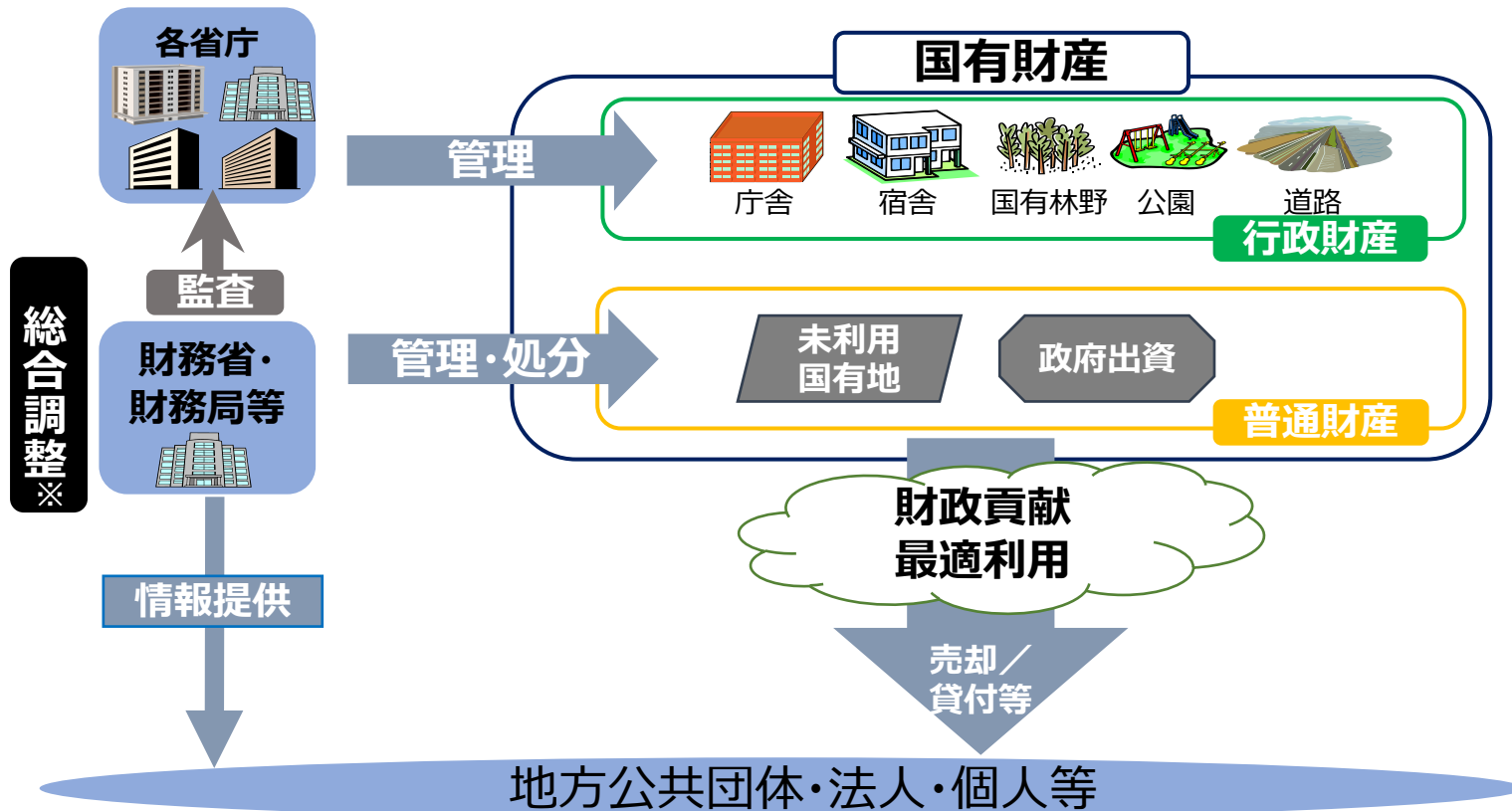
会社名等	政府保有額 (兆円)
(株) 日本政策金融公庫	15.1
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	11.6
(独) 国際協力機構	10.5
国際通貨基金	6.8
全国健康保険協会	5.3
国際開発協会	4.8
日本電信電話 (株) (現・NTT (株))	4.2
(株) 日本政策投資銀行	4.0
(株) 国際協力銀行	3.2
日本たばこ産業 (株)	2.7

(注1) 公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）は、含まれておりません。

(注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

国有財産の管理処分及びその総合調整

- 財務省理財局や各財務局等においては、国有財産全体の総合調整業務とともに、普通財産の管理処分を行っています。一方、行政財産の管理事務はそれぞれの財産を所管している省庁が行っています。
- 国有財産の「管理」とは、取得、維持、保存及び運用を行うことをいい、「処分」とは、売払い、交換、譲与、信託等を行うことを言います。処分を行うことにより、国有財産は国有財産ではなくなります。
- 行政財産は「管理」のみで「処分」が行えないのに対し、普通財産は「管理」のほか「処分」を行うことができます。



※具体的には、国有財産制度の整備、管理処分事務の統一（各省各庁からの協議対応等）、財産状況の明確化、管理処分の調整（使用調整、取得調整、実地監査等）があげられる。

国有財産行政における主な取組（普通財産）

- 国として保有する必要のない土地については、国の厳しい財政状況等を踏まえ、売却等を行い、国の財政に貢献しています。（詳細は20～21ページを参照）
- 一方で、将来世代におけるニーズに対応するため、有用性が高く希少な土地は**留保財産として国が所有権を留保**し、定期借地制度による有効活用を図っています。
- 有効活用にあたっては、**まちづくり等の地域・社会のニーズを踏まえ**、介護施設等の整備にも国有財産を活用しています。
- **引き取り手のない財産への取組**として国庫帰属した財産（9ページ参照）についても、適切に管理・処分を行っています。

《地域・社会のニーズを踏まえた留保財産の活用事例（福岡武道館）》



※外観は、福岡武道館HPより引用

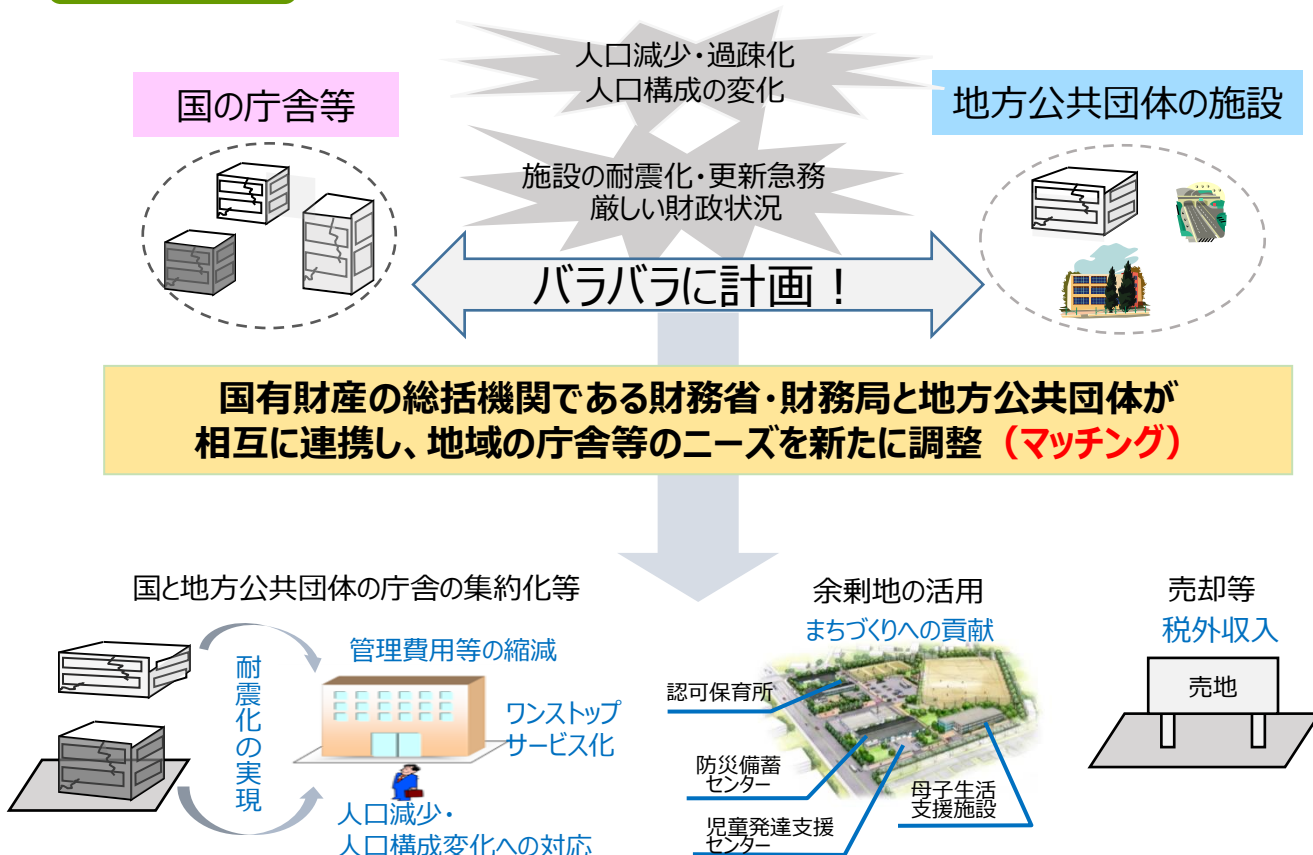
所在		福岡県福岡市博多区東公園
土地	面積	6,420.84㎡
	貸付期間	70年（一般定借）
	賃借人	福岡県
建物	延床面積	13,608.92㎡ （地上4階、地下1階）
	用途	武道館 （柔道場、剣道場、弓道場、 相撲場、サブアリーナ）

国有財産行政における主な取組（行政財産）

- 庁舎の空きスペース等について省庁横断的な入替調整を行い、庁舎等の効率的な使用を推進しています。また、国の行政財産の空きスペースを使用許可等を通じて地域に開放することで有効活用を図っております（10ページ参照）。さらに、**地方公共団体等とも連携**して、普通財産も含めた**地域における国公有財産の総合的活用**を推進します（11ページ参照）。
- 宿舎は、国家公務員等の職務の能率的な遂行の確保等を目的として設置されています。また、防災分野、被災者支援や社会福祉分野にも活用されています。

庁舎

宿舎



津波避難ビルに指定されている国家公務員宿舎（和歌山市・近畿財務局）



国家公務員宿舎を活用した避難訓練の様子

目次

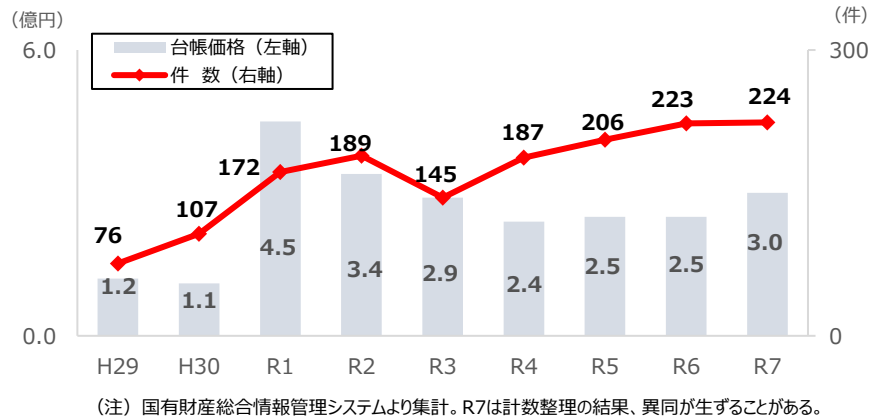
1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例
5. 国有財産の取得等に関する手続き・相談窓口



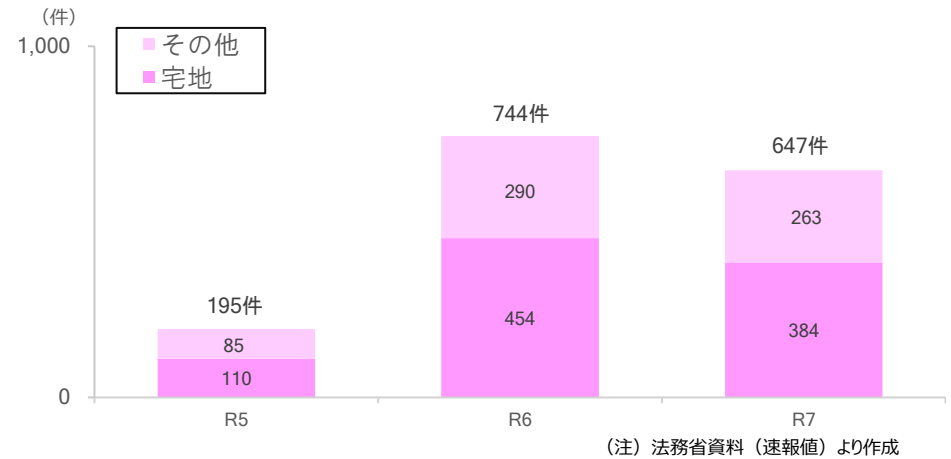
引き取り手のない財産への取組

- 相続人不存在の場合は、民法の所定の手続を経てもなお残余財産があれば、国庫に帰属することとされています。（**相続人不存在による国庫帰属制度**）
- 加えて令和5年に、所有者不明土地の発生を予防するため、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属を可能とする制度が開始されました。（**相続土地国庫帰属制度**）
- 国庫帰属した土地のうち多くは、財務局において、管理・処分を行うこととされています。

①相続人不存在による国庫帰属制度（国庫帰属件数等）



②相続土地国庫帰属制度（国庫帰属件数）

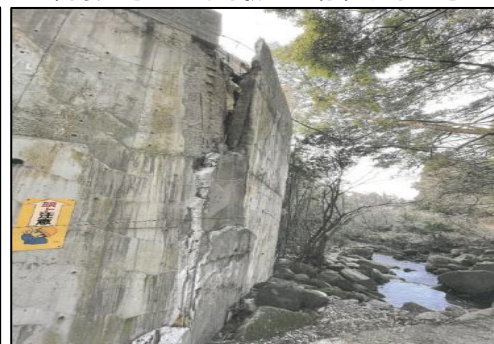


帰属された土地・建物のイメージ（写真は実際に帰属された財産）

老朽化した建物及び残置された動産



倒壊の恐れがある擁壁が存在する土地



極小規模の土地



地形狭長かつ法面の土地



行政財産の有効活用の取組状況

- 国の行政財産（庁舎や宿舍等）の空きスペースを地域に開放し、地域貢献や脱炭素社会の実現など多様な政策課題等に対応し、地域の活動拠点や新たな人流を生む“まちの魅力づくり”を図っています。

脱炭素社会へ寄与

— EV充電器

- 環境へ配慮した、脱炭素社会の実現に貢献
- 大阪市が取り組む脱炭素社会の推進に向けた施策を踏まえた使用許可実績
- その他既存駐車場を活用し、時間貸駐車場や電気自動車を配置したカーシェアリングのための使用許可を実施している



大阪合同庁舎第2号館（近畿財務局）

合同庁舎の地域開放

— かがわマラソン

- 合同庁舎を地域に開かれた形で活用することで、エリア価値向上に寄与
- 車いすランナーや関係者用駐車場、ランナー・ボランティア用駐輪場、関係者控室の用途で使用許可



高松サポート合同庁舎（四国財務局）

地域の防災対応力強化へ

— 時間貸駐車場

- 庁舎駐車場を使用許可し、民間事業者による運営とすることで、閉庁日含めて地域利用を可能とした
- 万が一に備え、緊急事態の事象ごとにフローチャートを作成し、緊密な連絡体制を整備
- 発災時における災害対応力を強化



青森合同庁舎（東北財務局）

地方での新しい働き方

— B O X 型サテライトオフィス

- B O X 型サテライトオフィス設置のために、庁舎ロビーの空きスペースを使用許可
- 来庁者や地域の方々が、地方における新たな働き方を選択できる環境を整備



広島合同庁舎（中国財務局）

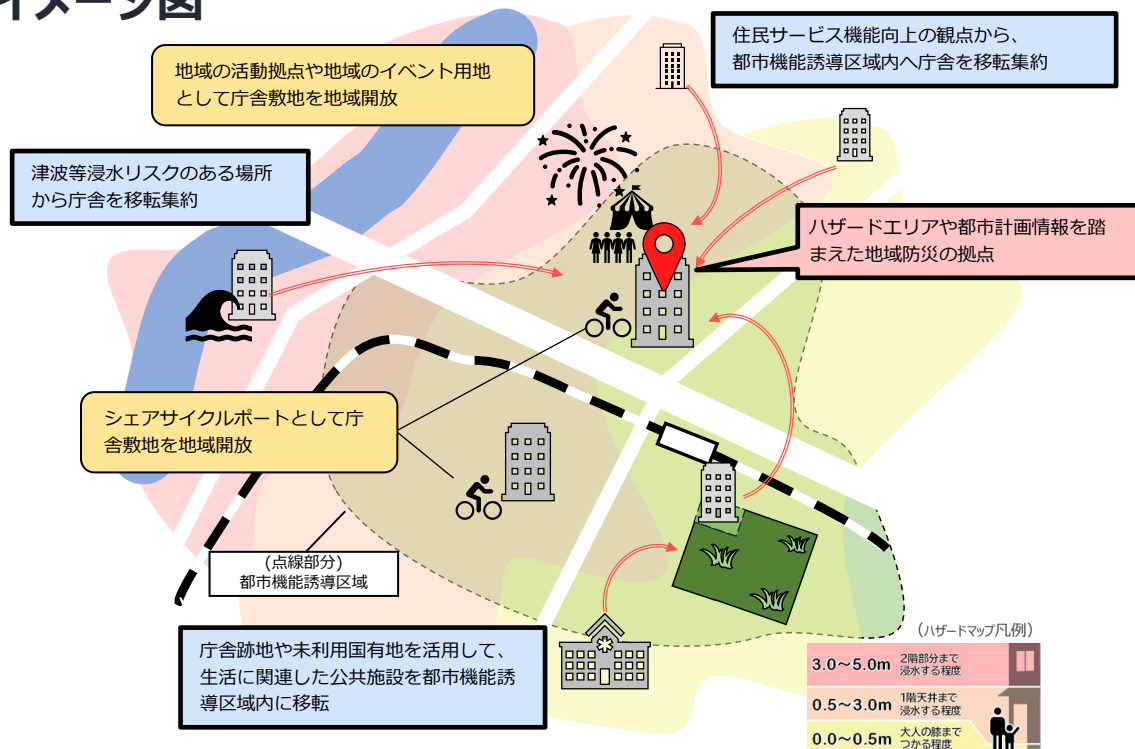
地域における国公有財産の総合的活用

- 地域に所在する国有財産（行政財産・普通財産）を俯瞰し、地方公共団体が策定する都市計画、防災計画等との整合性を図るとともに、地域に根ざす拠点づくりを進める等、市区町村及びその他関係機関と連携しつつ、地域における国公有財産の総合的活用を推進します。

ポイント

1. 地域課題と国公有財産の情報を整理し、都市計画・防災計画等との**整合性を可視化**
2. 地域課題や将来像を踏まえ、国公有財産の利活用の**方向性を整理**
3. 地域拠点としての機能や地域防災に資する機能を備え、住民生活の維持・向上及び地域の魅力向上に寄与するよう**庁舎を活用**

イメージ図



▶ 地域の活動に



庁舎内のスペースを開放し、廃食油回収スポットの設置など、地域の方々とともに環境意識向上

▶ 地域の防災力強化に

地域の防災拠点として活用可能な庁舎を整備



▶ 地域のにぎわい創出に



国施設の移転跡地も活用し、国と市が一体で整備することで新たな人流を創出

【市民交流活動センター（丸亀市HPより）】

▶ 地域の拠点に

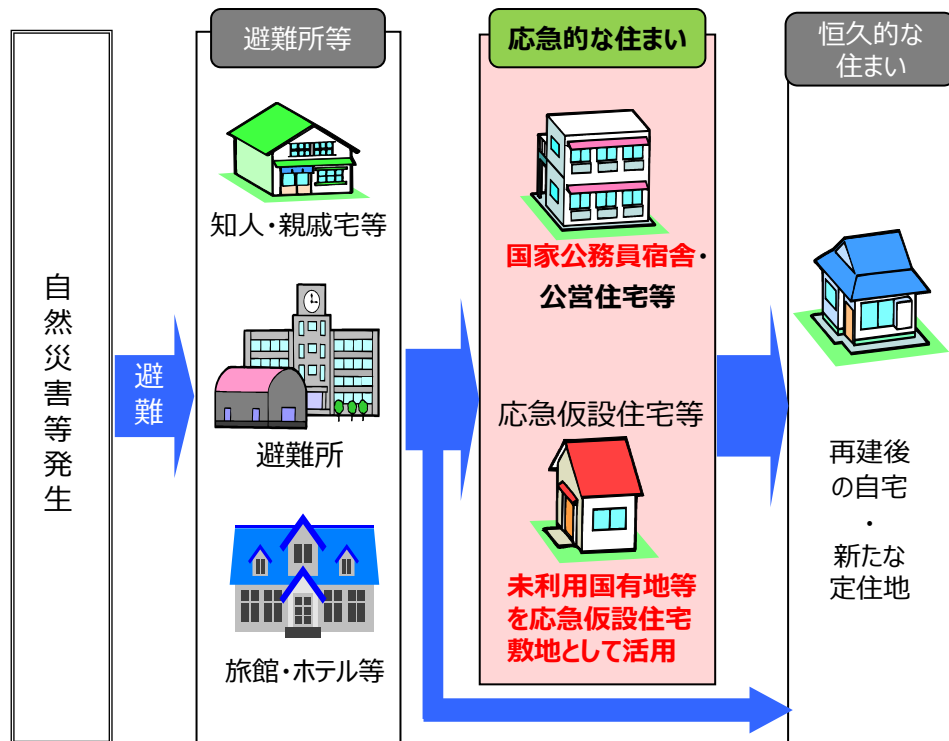
観光需要増加を見越し、シェアサイクルポートとして庁舎敷地を開放



自然災害における国有財産の活用

- 未利用国有地等の無償提供を円滑に行うため、財務省（財務局）においては、平常時から定期的に、提供が可能な未利用国有地等のリストを整備し、地方公共団体に情報提供しています。
- 地震や台風などによる自然災害等の発生後、財務省においては、被災者の方々の避難先やがれき置き場等として、国家公務員宿舎や未利用国有地等を地方公共団体に無償で提供する取組を行っています。なお、気象庁から警報が発せられた場合等においては、発生前から無償提供を行っています。

◆ 応急的な住まいとしての国有財産の活用イメージ



◆ 国有財産の活用事例

・令和6年能登半島地震

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震発生により、石川県からの要請に応じて、これまで石川県で最大121戸の空き国家公務員宿舎について被災者の応急的な住まい等として無償で提供。また、珠洲市、輪島市及び能登町からの要請に応じて、未利用国有地等をそれぞれ応急仮設住宅敷地及び廃棄物仮置場として無償で提供。



(写真提供元：珠洲市)

【野々江総合公園として無償貸付中の国有地（国有地は公園の一部）を応急仮設住宅敷地として活用（石川県珠洲市）】

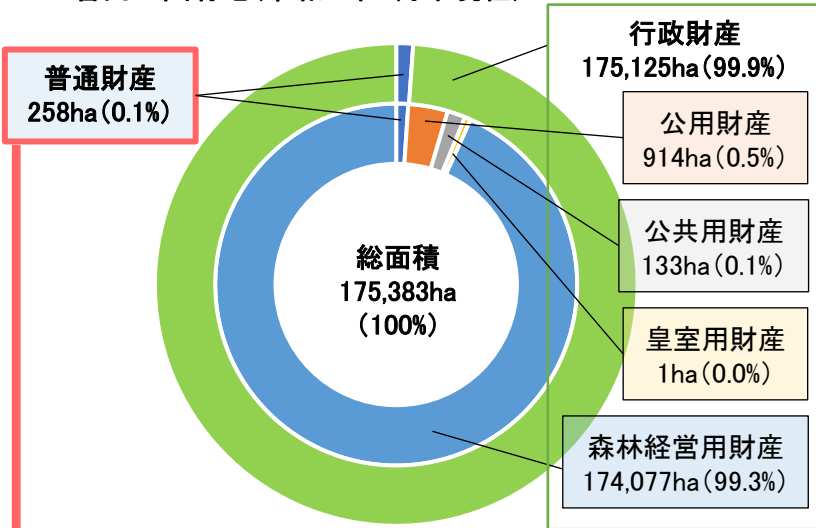
目次

1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例
5. 国有財産の取得等に関する手続き・相談窓口



管内の国有財産について

管内の国有地(令和7年3月末現在)



- 北陸財務局管内の国有地の総面積は175,383haあります。
- これら国有地の99.9%は行政財産で、各省各庁が管理する財産です。



金沢新神田合同庁舎

- 管内の普通財産の総面積は258haあり、うち北陸財務局所管の普通財産は186haです。



兼六園 (石川県に無償貸付中)

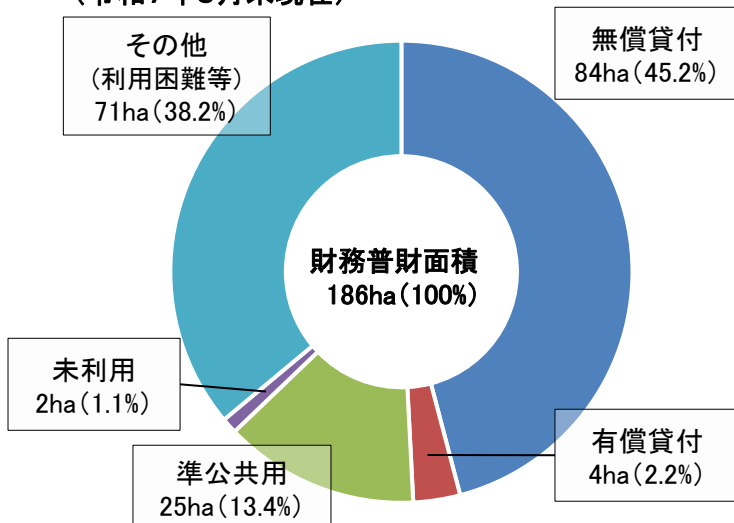
- 北陸財務局所管の普通財産は、地方公共団体等へ無償貸付している財産が84ha、有償貸付している財産が4haあります。



高岡古城公園 (高岡市に無償貸付中)

- 未利用国有地は、将来の行政需要に備え所有権を留保したまま定期借地による有効活用を図る(「留保財産」)ほか、売却を通じて国の財政に貢献しています。

財務省所管普通財産(一般会計)の用途(令和7年3月末現在)



(注)端数整理の関係上、割合の計において一致しない場合がある。

目次

1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例
5. 国有財産の取得等に関する手続き・相談窓口



事例①地域における有効活用

- 財務局では、「エリアマネジメント（公的資産の最適利用を通じたまちづくりへの支援）」に取り組むとともに、「地域活性化・地方創生」を推進しています。
- また、庁舎等の空きスペースを地域貢献や脱炭素化など、現下の政策課題解決の解消に繋がる新たな用途での活用に取り組んでいます。

県有施設への入居（借受）による 公的施設の集約化

- 金沢国税局の新設部署（金沢国税局業務センター）を設けるにあたり、国には面積など条件に合う施設がありませんでした。
- そのため、財務局より日頃エリアマネジメントで協働している地方公共団体へ諸条件を整理し、照会・調整を行った結果、金沢国税局は石川県の未使用施設を借り受けることとなり、令和3年より借受を開始しました。
- これにより、
国公有財産の最適利用が図られ
持続可能な経済
社会の実現に
寄与すること
となりました。



庁舎等の空きスペースを活用した地域貢献 の取組

- 福井市は北陸新幹線福井駅開業に向け、シェアサイクル（ふくチャリ）による二次交通の拡大を進めていました。
- 当該ニーズを把握した福井財務事務所は、サイクルポート設置場所として福井春山合同庁舎の活用を提案し、同庁舎敷地内へポート設置の使用許可を行いました。
- 同庁舎は、路面電車の停車駅や繁華街に近く、好立地であることから、シェアサイクルの利用による市街地への回遊性向上が期待でき、にぎわいの創出につながるほか、合同庁舎利用者の利便性向上にも寄与することとなりました。



事例②災害時における対応

- 財務局では、災害発生時に地方公共団体に対して無償貸付等が可能な国有財産のリストを提供し、要望があった財産については速やかに貸付等を行うこととしています。
- また、平時においても、無償で提供可能な財産の情報提供を行っています。

津波避難ビル指定

- 管内では、以下の庁舎・宿舍が津波避難ビルとして指定されています。



施設名	所在	構造等
輪島合同宿舍 3号棟	輪島市鳳至町畠田	R C - 4 階建
金沢港湾合同庁舎	金沢市湊 4 丁目	R C - 4 階建
七尾西湊合同庁舎	七尾市小島町大開地	R C - 4 階建
輪島地方合同庁舎	輪島市鳳至町畠田	R C - 4 階建
伏木港湾合同庁舎	高岡市伏木錦町	R C - 5 階建



輪島合同宿舍 3号棟



七尾西湊合同庁舎

能登半島地震における対応

- 石川県に対し、被災者の応急的な住まいとして利用可能な国家公務員宿舍等 535 戸を情報提供しました。
そのうち、石川県のニーズに基づき、石川県内の国家公務員宿舍計 121 戸を使用許可し、被災者の応急的な住まいや公費解体に従事する事業者の宿泊場所として活用されました。
- 地方公共団体からの要望に応じて、災害ごみ仮置場等として、無償貸付中の国有地が活用されました。

災害ごみ仮置場
(能登町・藤波運動公園)
応急仮設住宅敷地
(輪島市・鳳至小学校)
仮設校舎敷地
(輪島市・河井小学校)



藤波運動公園

事例③生まれ変わった国有地

○ 地域ニーズに対応した有効活用など国有地が大きく生まれ変わった事例を紹介します。

旧国家公務員宿舎

【金沢市平和町、土地・約20千㎡】



国家公務員宿舎の跡地を一般競争入札で民間事業者へ売却し、新たな住宅地として活用



【住宅地】

旧海技大学校七尾分校

【七尾市小島町大開地、土地・約40千㎡】



一般競争入札で民間事業者へ売却し、新たな住宅地や商業施設として活用

合同庁舎として活用



【住宅地（手前）、商業施設（奥）】



【七尾西湊合同庁舎】

目次


1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例
- 5. 国有財産の取得等に関する手続き・相談窓口**




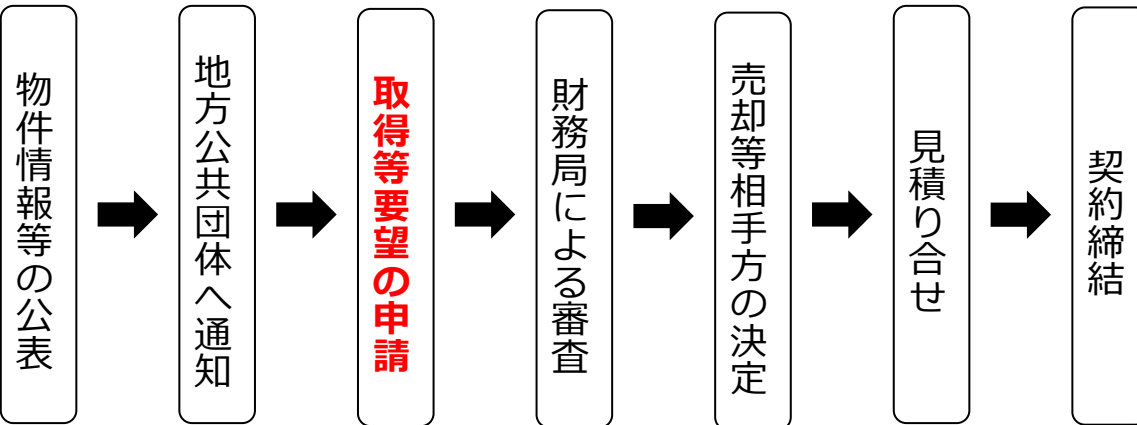
地方公共団体等が国有財産を取得・利用したい場合

- 国として利用予定のない財産（普通財産）は、公用・公共用優先の原則に則り、まずは地方公共団体等から取得・利用の要望を受け付けることとしています（受付期間：物件情報を財務局のウェブサイトに掲載した日から3か月間）。
- 普通財産の取得・利用は、大別して、①売却、②貸付けの2種類があります。
- 行政財産の利用については、所管省庁から使用許可を行っています。

普通財産を取得・利用する場合

 国有地を学校や公園に利用したい

 国有地をまちづくりに活用したい




手続きの詳細については…

北陸財務局ウェブサイトからご確認ください



(注) 地方公共団体等において、学校、病院等を設置する場合や緑地・公園を設置する場合など、公共性の高い用途に使用する場合には、法律に基づき時価より優遇した価格での売払いや貸付けが可能です。

行政財産を利用する場合

 庁舎不足の解消に国の庁舎の空きスペースを活用したい

財務局から地方公共団体等へ活用可能財産の情報提供

地方公共団体等からの利用要望の申請

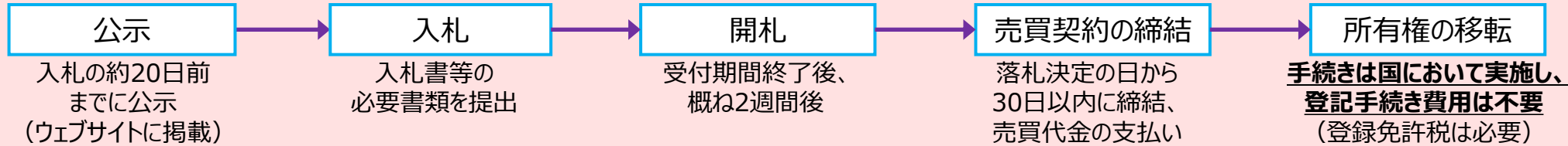
財産の所管省庁から地方公共団体等に使用許可

国有財産の購入を検討している方へ

- 国及び地方公共団体等において利用予定がない国有地については、**一般競争入札により売却**することとしています。
- また、一般競争入札で売却に至らなかった物件については、**一定期間に限り、原則先着順で購入可能**です。

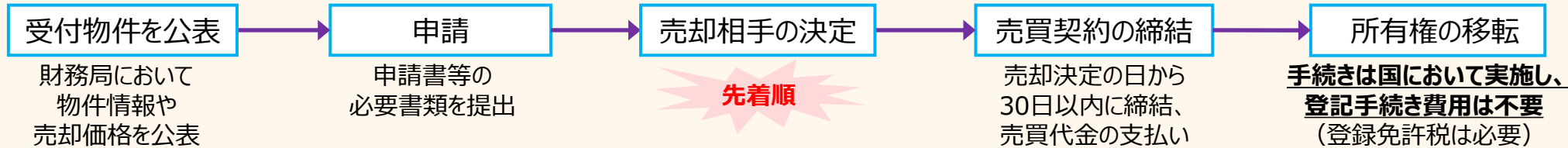
一般競争入札の基本的な流れ

最低売却価格以上で、最高の価格を提示した方が購入できます。



入札で売却に至らなかった物件は...

原則として、一定の期間に限り先着順で購入できます。



国有財産の購入に関する情報

- 各財務局のウェブサイトやメールマガジンで、国有財産の売却情報を発信しています。
 - ✓ 現在公示中の物件情報・先着順ですぐに購入できる物件情報
 - ✓ 今後入札を予定している物件の情報
 - ✓ 入札時・購入申請時の必要書類
- 一般競争入札に関する情報は、各財務局で配布している入札案内書や、新聞広告、折込チラシ、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク」(LIFULL HOME'S 及びアットホーム(株)) にも、掲載しています。

詳細については...

北陸財務局ウェブサイトから
ご確認ください



国有財産の利用を検討している方へ

- 普通財産の利用については、大別して、①定期借地権による利用（長期間の利用）、②暫定貸付による利用（短期間の利用）の2形態があり、原則として一般競争入札により相手方を決定します。
- 行政財産の利用については、所管省庁から③使用許可を受けることで利用することが可能です（相手方は原則として公募により決定）。

①定期借地

- 予め一定の契約期間（例えば50年間）を定め、契約終了時に更地で返還することを条件に借地権を設定する制度です。

(利用例)



介護施設、商業施設等

②暫定貸付

- 売却等を行うまでの財産について暫定的な貸付けを実施しています。主に3年以内の短期間での使用向けです。

(留意点)

- ビル等の堅牢な建物の建築はできません。

(利用例)



資材置き場、臨時駐車場等

③使用許可

- 財産を所管する省庁から、庁舎等の未利用スペースのうち活用可能な財産の報告を受けて、財務局が利用要望の募集を行い、要望があった場合には所管省庁へ取り次ぎます。（10、16、23ページ参照）

(利用例)



5G基地局、シェアサイクル、EV用充電器等

国有財産の利用に関する情報

- 各財務局のウェブサイトにおいて、国有財産の利用に関する情報を発信しています。

(例)

- ✓ 定期借地による貸付けに関する入札情報
- ✓ 暫定貸付の対象物件
- ✓ 使用許可の対象となる活用可能な庁舎・宿舍等の情報

詳細については…

北陸財務局ウェブサイトから
ご確認ください



庁舎等のスペースの活用を検討している方へ

実はつかえる！国の施設



あなたのまちにある、国の庁舎や宿舎。
その敷地や建物の空きスペースをつかって、
まちの魅力づくりに取り組んでみませんか。
地方公共団体や民間事業者の方々からのご提案を
募集しております。

国の施設の活用でまちの魅力をつくる！

つかい方は様々、づくり方も様々。



交通利便性・回遊性の向上



シェアサイクル(福井春山合同庁舎)

福井市は、北陸新幹線福井駅開業に向け、シェアサイクル(ふくチャリ)による二次交通の拡大を進めています。

ポート設置場所として、駅や繁華街に近い庁舎の敷地をご提案し、まちのにぎわい創出に寄与しています。

[北陸財務局]



地域の方々とともにエコな生活



廃食油回収BOX(熊本地方合同庁舎)

熊本県は、高純度バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油の回収に取り組んでいました。

県からの協力要請を受け、庁舎内のスペースにBOXを設置。回収された80ℓの廃食油から、60ℓの燃料が製造され、その相当量は石川県珠洲市の災害支援で活用されました。

[九州財務局]



地球に優しいライフスタイルを後押し



EV用充電器(福岡合同庁舎)

福岡市が目指す環境都市の考え方に資するものとして、庁舎駐車場にEV用充電器を設置しています。

[福岡財務支局]

つかう つくる まちの魅力



しらべる

まずはホームページで
空きスペースをチェック



きいてみる

各財務局担当者へ
ご相談ください



つかう つくる

まちの魅力づくりが
始まります

Hop!

Step!

Jump!



実際どうなの？
国の施設の有効活用

詳しくはWebで
ご案内しております

🔍 国の施設の有効活用



? 空きスペースの情報はどこで見られますか

具体的な空きスペースの情報は、各財務局のホームページにて公開しております。
地域ごとに分かれておりますので、まずは上記のQRコード読み取り又はWebにて、
財務省のホームページにアクセスください。

? どのような手続きが必要ですか

まずは各財務局のホームページに記載されているお問い合わせ先にご連絡ください。
具体的なスペースと活用の用途が判明になってきた段階で、施設管理者との調整や現地のご案内
などを実施させていただきます。
活用にあたっては、公募や申請など行政財産の使用許可に関する手続きが必要となります。

? 使用料はかかりますか、どの程度の金額ですか

施設管理者が、外部有識者の意見価格等を基に予定価格を算定の上、原則公募を経て使用料
を決定させていただきます。予定価格の算定方法は、以下の通り規定されております。

使用許可期間 5年以内(原則)

【土地】
対象財産の相続税評価額×期待利回り(*1)×調整率(0.7)
【建物】
1㎡当たりの使用料年額(*1)×使用許可面積×調整率(0.7)

*使用料は年額を算定し、使用許可期間に応じて日割り計算を行う
*1 近隣の賃貸取引事例や民間精通者の意見価格を基に算定

使用許可期間 5年超

【土地・建物】
不動産鑑定士による鑑定評価額

国有財産に関する相談窓口

TEL 076-292-7870 (管財部管財総括第一課)
北陸財務局 〒921-8508 石川県金沢市新神田4丁目3番10号
金沢新神田合同庁舎 7階

TEL 076-432-5528 (管財課)
富山財務事務所 〒930-8554 富山県富山市牛島新町11番7号
富山合同庁舎5階

TEL 0776-25-8234 (管財課)
福井財務事務所 〒910-8519 福井県福井市春山1丁目1番54号
福井春山合同庁舎 7階